

第5次堺市地域福祉計画に係る調査研究・策定支援業務 仕様書

1 業務名

第5次堺市地域福祉計画策定に係る調査研究・策定支援業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

堺市内及び市が指定する場所

4 業務目的

社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定をしている、本市の地域福祉を推進する基本計画である第4次堺市地域福祉計画（以下「第4次計画」という。）が令和7年度末に終期を迎える。これまでの地域福祉計画を基礎とし、第4次計画においても示していた、「地域共生社会」の実現をめざし、この計画にかわる第5次堺市地域福祉計画（以下「第5次計画」という。）の策定する必要があるため、本業務は第5次計画の調査研究・策定支援を行うものである。

なお、第5次計画は市町村成年後見制度利用促進計画、地方再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画を包含するものとして策定する。また、生活困窮者自立支援方策の内容を盛り込むものである。計画期間は令和8年度から13年度の6年間とする。策定にあたっては、本市の基本計画となる「次期堺市基本計画（令和6年4月時点では、堺市基本計画2025）」、健康福祉分野の計画及び地域福祉計画に関連する計画と整合性を保つものとする。

また、第4次計画に引き続き、地域福祉推進の要であり、活動母体でもある社会福祉法人堺市社会福祉協議会が策定する「第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」と一体的に策定することとしている。

5 業務内容

(1) 調査研究業務

①調査票の準備

ア 市民、地域団体及び関係機関への調査に係る対象及び設問

(ア) 市民調査

- ・対象者は、本市が住民基本台帳から無作為抽出をした3,000人（18歳以上、各区人口比にあわせる）とする。
- ・本市にて無作為抽出した対象者の「郵送先の郵便番号、住所及び氏名データ」につ

いては、CSV形式等でパスワード付きで保存し、CD-R等にて受注者に提供する。

- ・設問は受注者が素案を作成し、本市と協議の上決定する。設問数は40問程度とする。

(イ) 地域団体調査

- ・対象団体は、校区福祉委員会、校区民生委員児童員会、ボランティアグループ、地域福祉・生活困窮者支援団体、NPO法人、更生保護団体（保護司会、更生保護女性会等）、子ども食堂等500団体程度とする。
- ・当該団体の調査に関して必要となるデータについては、本市から提供する。
- ・設問は受注者が素案を作成し、本市と協議の上決定する。設問数は40問程度とする。

(ウ) 関係機関調査

- ・行政機関、市レベル・区域レベル地域レベルの専門機関、社会福祉法人、医療機関、居宅介護支援事業所、指定相談支援事業所、更生保護・再犯防止関係機関等500機関程度とする。
- ・当該団体に調査に関して必要となるデータについては、本市から提供する。
- ・設問は受注者が素案を作成し、本市と協議の上決定する。設問数は30問程度とする。

(ア)・(イ)・(ウ) 共通

- ・各関係法令やその改正内容、国の動向等を正確に把握し、その趣旨を踏まえ、調査に係る設問を設定すること。
- ・設問は、別紙「仕様書別紙」の内容を含めること。また、第4次計画における調査 (https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/chiikifukushi/keikaku_plan/attakanukumori_4/index.html) を参照すること。

イ 調査票の作成

- ・調査票のレイアウトは受注者が素案を作成し、本市と協議の上決定する。
- ・調査票はすべての方、団体が回答しやすいよう配慮（漢字にルビを振ること。その他具体的な配慮は本市と協議の上決定する。）を行うこと。また、WEBでの回答ができるように二次元コード等を印字すること。
- ・回収率が上がるような策を講じること。
- ・調査票の印刷は必要部数を受注者において行う。

②調査方法及び回収

- ・調査は郵送により発送、回収を行うこととする。なお、調査の回答回収にあたっては、**WEB** (※) による回答も可能とし、回答のためのホームページ等は受注者が作成し、本市と協議の上決定すること。
- ・郵送及び**WEB**での重複回答を防止するための策を講じること。
- ・調査票の送付及び回収にかかる、ラベルシール等の作成、送付用封筒、返信用封筒の作成、発送及び回収は受注者で行うこと。また、これらに係る費用は全て受注者が負担する。
- ・調査票に関する問合わせについては、受注者が受け付け、回答を行うこと。ただし、問合わせがあった場合は必ず本市へ報告をすること。
- ・郵送にて回収した調査票は、鍵付きの金庫やキャビネット等で厳重に保管すること。また、**WEB**で回答があった調査票は、セキュリティ処理がなされたサーバ等で保管すること。

※**WEB**による調査回答回収について

- ・パソコン、スマートフォン、タブレット端末から回答を可能とすること。
- ・回答途中で回答内容の一時保存を可能とすること。
- ・回答者の回答率（全質問のうち何問回答したか）が分かるように表示すること。
- ・調査対象以外が回答することを防止するための策を講じること。
- ・同一対象から郵送回答と**WEB**回答での重複を識別（防止）可能とすること。
- ・サーバ等の必要な備品類は受注者が用意をすること。
- ・調査対象の個人情報の漏洩やプライバシーの侵害の発生に対する防止策を講じること。
- ・セキュリティ確保（ウイルスやマルウェア等への感染防止）策を講じること。
- ・データの改ざん等の不正行為の防止策を講じること。
- ・運用にあたって不具合が生じた場合、その原因を速やかに特定し、確実に対応すること。また、対応内容について本市へ報告すること。

③調査結果の整理分析・課題抽出

データ入力の上、単純集計、クロス集計、自由記述集計及び前回調査結果との比較分析等を行うこと。また、計画策定に寄与する効果的な分析方法等により、調査結果の整理分析、課題抽出を行うこと。

④本市の健康福祉分野の計画及び地域福祉に関連する計画等の整理

本市の健康福祉分野の計画及び地域福祉に関連する計画を整理し、それぞれの計画内容の概要や計画策定に資する事項等を一覧で示すこと。

(参考) ア 本市の健康福祉分野の計画例（令和6年4月時点）

- ・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）

- ・第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画
- ・堺市子ども・子育て総合プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）
- ・さかい健康プラン
- ・堺市自殺対策推進計画
- ・堺市依存症地域支援計画
- ・堺市移動等円滑化促進方針
- ・堺市バリアフリー基本構想
- ・その他健康福祉分野の計画等

イ 本市の地域福祉に関連する計画例（令和6年4月時点）

- ・堺市基本計画 2025
- ・堺市 SDGs 未来都市計画（2021～2025）
- ・堺市地域防災計画
- ・堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針
- ・第5期さかい男女共同参画プラン
- ・堺市生涯学習基本方針
- ・第3期堺市人権施策推進計画
- ・第3期未来をつくる堺教育プラン
- ・その他関連計画等

※上記ア、イの計画例は令和6年4月時点の策定状況のため、本業務を受注後に次期計画や新たな計画（以下「次期計画等」という。）策定が進行している又は次期計画等が策定された場合は、次期計画等策定に係る会議内容や次期計画等の内容も反映すること。

⑤他市の計画や先進事例等の調査研究

本市の計画策定の参考となる他市の計画や先進的な取組等を実施している自治体や団体について、受注者より提案し、本市と協議の上、その取組方法や実績、効果等の調査研究を実施すること。

⑥調査報告書の作成・納品

（1）①～⑤の調査研究結果について、下記の資料を作成し、令和7年3月末までに納品する。

なお、「調査結果速報版」については、遅くとも令和7年2月末までに納品すること。

- ・調査結果速報版の作成（電子データ、CD-Rにて納品）
- ・調査結果報告書の作成 100部（A4判両面カラー印刷・100～150ページ程度・製本有）及び電子データ（CD-Rにて納品）

⑦実施時期

調査研究業務は契約締結後から令和 7 年 3 月末の間で実施すること。なお、調査回答期間はおおむね 4 週間程度とし、調査は令和 6 年 11 月末までに、調査結果の分析・課題抽出を令和 7 年 1 月末までに完了させること。

(2) 計画策定支援業務

①計画策定におけるコンサルティング業務

ア 調査研究結果等を活用し、第 5 次計画への反映手法の検討、統計的・専門的見地からの策定にかかる助言、支援をする。

イ 調査結果等を分析し、地域福祉を推進するための課題の整理、検討項目の抽出及び第 5 次計画に反映すべき施策についての分析、専門的・技術的な助言、支援をする。特に、反映すべき事項に関する内容やその理由が明確となる検討資料及び付随資料の作成を行う。

ウ その他、第 5 次計画策定過程における当事者や関係者等からの意見への対応のため、本市の求めに応じた専門的・技術的な助言、支援を行う。

エ ア～ウに係る対応は、第 5 次計画と一体的に策定する第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画についても、堺市社会福祉協議会に対して同等の支援を行う。なお、堺市社会福祉協議会からの求め又は受注者からの助言、支援は本市を介して行う。ただし、本市、堺市社会福祉協議会及び受注者の同意がある場合は、堺市社会福祉協議会と受注者の連絡等について本市を介さず行うことも可能とする。

②堺市地域福祉計画推進懇話会等の運営支援及び資料作成

本市及び社会福祉協議会が主催をする下記の会議体の運営支援及び資料作成を行う。また、会議における意見から課題の整理等を行い、付随する資料を作成する。また、当該資料の具体的な納品時期は本市及び堺市社会福祉協議会と協議の上決定するが、おおむね会議開催日の 2 週間前には納品すること。「エ 堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進協議会」に係る資料のみ堺市社会福祉協議会へ納品すること。なお、それぞれの会議体への出席は必須とする。

ア 堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（令和 6 年度：2 回程度、令和 7 年度：3 回程度）

イ 堺市地域福祉計画推進懇話会（令和 6 年度：2 回程度、令和 7 年度：3 回程度）

ウ 堺市地域福祉推進庁内委員会（令和 6 年度：2 回程度、令和 7 年度：3 回程度）

エ 堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進協議会（令和 6 年度：2 回程度、令和 7 年度：3 回程度）

③第 5 次計画書策定骨子案の作成

第 5 次計画策定の背景やポイントを整理した骨子案を作成する。なお、作成要領は下記のとおりとする。

ア A4 判 4 ページ程度とし、Word 又は PowerPoint で作成

イ 内容について、本市及び堺市社会福祉協議会と協議の上、令和 7 年 6 月末までに電子データを納品

④第 5 次計画書素案の作成

第 5 次計画書素案（概要版を含む）を作成し、内容について本市及び堺市社会福祉協議会と協議の上、令和 7 年 9 月末までに納品すること。

なお、同素案はパブリックコメントに諮る目的でも利用するため、電子データ及び紙媒体で納品すること。紙媒体については、A4 判両面カラー印刷とし 100 部用意をする。また、印刷にかかる費用は受注者が負担する。

⑤パブリックコメントの実施における意見集約、整理及び公表等における補助、支援

ア パブリックコメントでの意見の集約及び整理への補助、支援

イ パブリックコメントでの意見に対する市の考え方の作成時において、本市の求めに応じた専門的・技術的な助言・支援、資料作成の補助・支援

ウ パブリックコメントでの意見を考慮し修正を行う場合、修正内容を本市及び堺市社会福祉協議会と協議し、計画案への修正内容を反映した電子データを納品すること。なお、納品時期は本市と協議の上決定する

⑥第 5 次計画書（案）等の策定・納品

パブリックコメント等による修正内容が確定すれば、速やかに第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画の「本計画書（案）」「計画概要版（案）」を作成し、電子データで納品すること。また、作成にあたってはレイアウトや配色、表現等に工夫し、バリアフリー・ユニバーサルデザイン等の配慮、音声コード「Uni-Voice」を備えるなど、すべての人に分かりやすく作成すること。

なお、第 5 次計画の内容確定後は、以下のとおり令和 8 年 3 月末までに納品すること。

ア 第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画書（A4 判両面カラー印刷 100～150 頁程度 1,500 部 製本有）

イ 第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画概要版（A4 判両面カラー 20 頁程度 3,000 部 製本有）

ウ 第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画概要版（点字版 10 部）

エ 成果品の印刷原稿一式：紙及び磁気媒体（CD-R データ形式は Word、Excel 等）での提出

⑦実施時期

計画策定支援業務は調査研究業務が終了してから令和8年3月末の間に実施すること。

6 著作権等

成果品の著作権は、使用分・未使用分にかかわらず、本市に無償譲渡するものとする。

受注者は、本市の許可なく成果品を他に利用、公表または貸与してはならない。また、図等を使用する際には出典元を明らかにし、使用料等が発生する場合は受注者で負担すること。

7 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(ア) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

(イ) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

(ア) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(イ) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

(ウ) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

(ア) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

(イ) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたとき

は、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(ウ) 本市は、受注者が本市に対し、(ア) 及び (イ) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(エ) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (ア) に定める報告及び届け出又は (イ) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

8 個人情報保護

本委託業務は、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- (1) 本委託業務にかかる個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- (2) 本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- (3) 本委託業務を受注し、又は受注していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせること、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- (4) 本市は、受注者又は従事者等が (1) から (3) までの規定に違反し、本市又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) 必要に応じて、本市による立ち入り検査を受けること。
- (6) 業務終了後は個人情報の保管場所の施錠を行い、電子記録についてはパスワードをかけること。

9 その他

(1) 工程表の作成

契約締結後、速やかに業務完了までの日程を定めた工程表を作成し、提出すること。

(2) 業務責任者の配置

受注者は、業務責任者を配置すること。なお、業務責任者は、地域福祉、再犯防止、権利擁護等に関する見識を有していること。

(3) 本市担当者との協議

業務の履行に際しては、(1) 項の工程表に基づき、本市担当者と綿密に協議しながら進めること。

(4) 費用負担

受注者が本業務の履行に要する費用については、すべて受注者の負担とする。また、調査対象者に経費の支払いを求めてはならない。

(5) 進捗確認

本業務の進捗状況について確認するため、本市が資料等を要求するときは、受注者は速やかにこれに応じること。

(6) 本市資料等取扱い

本市は、本業務に必要な資料等を貸与することがある。受注者は貸与された資料等を厳重に管理し、本市の許可なく本業務以外の目的での使用、第三者への貸与または公表をしてはならない。また、業務終了後は直ちに当該資料等を本市へ返却すること。

(7) 協議

契約書及び本仕様書に定めのないものについては、その都度、本市と受注者との協議のうえ定めることとする。

また、受注者は本契約に関して、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(8) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう適切な研修を実施すること。

(9) この契約の履行期間が満了するとき（満了後も引き続き、業務を遂行することとなる場合は除く。）または契約書に基づく契約の解除があるときの引き継ぎは、受注者は、誠実に対応するものとする。

(10) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切な対応に努めること。